

障害福祉サービス事業所の管理者 様  
障 害 者 支 援 施 設 長 様  
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 長 様  
障害児通所支援事業所の管理者 様  
障 害 児 入 所 施 設 長 様  
地域相談支援事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

### 令和8年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算の届出について（通知）

日頃から障害福祉施策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和8年4月または5月からの福祉・介護職員等処遇改善加算の届出については、「令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の届出について」（令和8年4月6日付け障第53号）により通知したところですが、令和8年6月以降の届出については、下記のとおり書類の提出をお願いします。

#### 記

#### 1 処遇改善計画書の提出

4月または5月から処遇改善加算を算定せず、6月以降に初めて加算を算定する障害福祉サービス事業者等については、提出期限までに計画書を提出してください。

初めて加算を算定する月	提出期限	提出先
令和8年6月または7月	<b>令和8年6月15日（月）</b>	【新潟県電子申請システム】 <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30987">https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30987</a>
令和8年8月以降	<b>加算を算定する前々月の末日</b> ※8月から算定する場合は、 6月30日（火）	

#### ○提出書類

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算計画書（別紙様式2-1から別紙様式2-3）
  - ・特別な事情に係る届出書（別紙様式5）
- ※事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合のみ

## 2 変更届出書の提出

提出済みの処遇改善計画書の内容に変更（次のいずれかに該当する場合に限る。）が生じる障害福祉サービス事業者等については、提出期限までに変更届出書等を提出してください。

変更事項		提出書類	提出期限	提出先
1	<b>【法人等に関する事項】</b> 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙様式4</li> <li>別紙様式2-1</li> </ul>	変更後の処遇改善加算の算定を開始する月の <b>前月15日</b> ※7月から変更する場合は6月15日（月）	<b>【新潟県電子申請システム】</b> <a href="https://apply.etumo.jp/pref-niigata-u/offer/off erList_detail?tempSeq=30988">https://apply.etumo.jp/pref-niigata-u/offer/off erList_detail?tempSeq=30988</a>
2	<b>【対象事業所に関する事項】</b> 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等の増減（新規指定、廃止等の事由による。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙様式4</li> <li>別紙様式2-1の2、3(1)及び4)</li> <li>別紙様式2-2、2-3</li> </ul>		
3	<b>【キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する変更】</b> キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する適合状況の変更（算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙様式4</li> <li>別紙様式2-1の2及び3(1)から(5)まで</li> <li>別紙様式2-2、2-3</li> </ul>		
4	<b>【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置等要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更</li> <li>喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙様式4</li> <li>別紙様式2-1の3(5)</li> <li>別紙様式2-2、2-3</li> </ul>		
5	<b>【区分変更及び新規算定に関する事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>算定する処遇加算の区分の変更を行う</li> <li>処遇加算を新規に算定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙様式4</li> <li>別紙様式2-1</li> <li>別紙様式2-2、2-3</li> </ul>		

## 3 実績報告書の提出

令和8年度実績報告書の提出期限は、令和9年7月末を予定しています。提出方法などは別途連絡いたします。

なお、事業所の廃止などにより、処遇改善加算の算定をしなくなる障害福祉サービス事業者等については、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日が提出期限となりますので、速やかに県へご連絡ください。

#### 4 体制等状況一覧表等の提出

新規に処遇改善加算を算定し始めるまたは処遇改善加算の区分を変更する障害福祉サービス等事業所は、提出期限までに体制等状況一覧表等を提出してください。

なお、**令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う処遇改善加算の区分の変更に関しては、体制等状況一覧表等の提出は不要**です。

対象事業所	提出期限	提出先
1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月まで「Ⅰ」を算定している事業所が、6月より「Ⅰイ」または「Ⅰロ」を算定する場合</li> <li>・ 5月まで「Ⅱ」を算定している事業所が、6月より「Ⅱイ」または「Ⅱロ」を算定する場合</li> </ul>	<b>提出不要</b> ※提出済みの <u>処遇改善計画書から区分変更がない場合</u> に限る。計画書に変更がある場合は、下記2に基づき提出すること。	
2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規に処遇改善加算を算定する事業所 (令和8年6月から新たに対象となる<u>地域相談支援事業所</u>を含む)</li> <li>・ 処遇改善加算の区分を変更する事業所 (上記1以外)</li> </ul>	処遇改善加算の算定を開始または変更する月の <b>前月15日</b> ※6月から算定する場合は5月15日(金)	<b>郵送</b> 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県福祉保健部障害福祉課 <b>【担当係】</b> 自立支援係(障害者支援施設、療養介護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助) 在宅支援係(訪問系サービス、生活介護、自立訓練、地域相談支援) 地域生活支援係(就労系サービス)

#### ○提出書類

<障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、地域相談支援事業所>

- ・ 介護給付費等等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(新潟県・別紙1)

<障害児通所支援事業所、障害児入所施設>

- ・ 障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)
- ・ 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(新潟県・別紙1の2)

#### 5 留意事項

処遇改善計画書については、「令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の届出について」(令和8年4月6日付け障第53号)に基づき、作成・提出をしてください。

新潟県福祉保健部障害福祉課  
 自立支援係 担当：今村  
 TEL：025-280-5918  
 Mail：ngt040260@pref.niigata.lg.jp